「八女市中山間地域介護サービス確保支援事業」について（お知らせ）

八女市東部の中山間地域に住む高齢者の在宅生活の継続を支援するため、当該地域における訪問介護サービスの安定的な提供に取り組む事業者に対し、そのサービス提供に係る費用の一部について、八女市中山間地域介護サービス確保支援補助金を交付します。

事業概要

中山間地域に居住する八女市被保険者の利用者に訪問介護サービスを提供した事業者に対し、そのサービス提供の実績に応じ、区分ごとに定めた補助金を交付します。

交付対象者

八女市内に所在する対象介護サービスを提供する事業所を有する事業者

交付対象となるサービス種別、利用者、地域及び補助金額

区分	対象介護サービス	対象利用者	補助金額
訪問系	・訪問介護 ・第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）	・矢部村 ・星野村 ・上陽町の一部地域（※） ・黒木町の一部地域（※） に居住する八女市介護保険被保険者	対象利用者に対する対象介護サービスの提供１回につき２，０００円を乗じて得た額
多機能系	・小規模多機能型居宅介護 ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	・矢部村 ・星野村 ・上陽町の一部地域（※） に居住する八女市介護保険被保険者	対象利用者に対する対象介護サービスの提供１人につき１０，０００円を乗じて得た額

※　上陽町の一部地域：上横山、下横山　のみ
※　黒木町の一部地域：大淵、北大淵、笠原、田代、鹿子生、土窪、木屋、北木屋　のみ

申請方法

【提出書類】

・（様式第１号）交付申請書兼請求書
・（様式第２号）介護サービス提供実績報告書
・（添付資料）暴力団排除に関する誓約書　（初回申請及び役員等が変更した場合のみ）
・（添付資料）委任状　（補助金の振込口座の名義が法人以外の場合のみ）

※ 上記書類は、提供事業所ごとに作成し提出してください。
※ 上記以外の資料の提出を求める場合があります。

【提出方法】

提出書類一式を八女市介護長寿課介護サービス係の窓口へ提出してください。
※ 郵送及び八女市各支所での窓口提出は受け付けておりません。

【提出期限】

サービスを提供した月の翌月２０日まで
※ ３月提供分のみ、サービスを提供した月の末日（３月３１日）となります。

申請様式、Q＆A等の八女市ホームページ掲載

申請様式、「お知らせ」及び「Q＆A」については、下記の八女市ホームページでご確認いただけます。

申請の前には、必ずQ＆A等を確認してください。

https://www.city.yame.fukuoka.jp/soshiki/8/1/kaigo/jigyousya/12586.html

八女市ホームページ　掲載場所

ホーム ＞ 組織から探す ＞ 健康福祉部 ＞ 介護長寿課 ＞ 介護サービス係 ＞ 事業者のみなさんへ
八女市中山間地域介護サービス確保支援事業について

留意事項

（1）交付決定

補助金を交付するときは、交付決定通知書に交付予定日を記載して郵送で通知します。補助金を不交付とする場合は、不交付決定通知書を郵送して通知します。

（2）交通費の取り扱い

当該介護サービスの利用者から、介護サービスの提供に関し交通費等の提供を受ける場合は、本事業の対象外となります。

（3）交付決定の取消し及び返還

虚偽その他不正の申請等が判明した場合は、交付決定の取り消し及び交付金の全部または一部の返還を求めます。

（4）調査協力

補助金の効果に関する調査について調査協力を求めることがあります。

【問合せ先】
八女市役所　介護長寿課　介護サービス係

〒834-8585　福岡県八女市本町６４７
TEL:0943-23-2545
E-mail : shiteishidou@city.yame.lg.jp